**平成２４年（フ）第２５号**
兵庫県南あわじ市阿万塩屋町703番地
破産者　松本　　司
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２９７号**
愛媛県松山市上市２丁目５番21号　道後プラムヒルズ305号、開始決定時の住所愛媛県松山市空港通１丁目８番11号　サーパス空港通第二802号
破産者　垣見　創也
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第８号**
長崎県対馬市厳原町今屋敷707番地、前住所長崎県下県郡美津島町大字大船越515番地
破産者　佐藤　俊一
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２５年（フ）第２２２号**
札幌市西区二十四軒４条５丁目３番21号　ビレッジコート101号
破産者　荻野　　満
1　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
2　一般調査期日　平成25年７月４日午前10時30分
平成25年５月24日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９６号**
北海道富良野市字南扇山の３
破産者　庄田　勝美
1　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
2　一般調査期日　平成25年８月28日午後３時10分
平成25年５月24日　　旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１４０号**
神戸市須磨区白川台７丁目２番地の15　ネオメゾン白川502号
破産者　芝　　寛治
1　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
2　一般調査期日　平成25年７月30日午後１時30分
平成25年５月24日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３６号**
兵庫県伊丹市荒牧６丁目３番１号
破産者　金広興業こと金田次郎こと　金　　弘之
1　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
2　一般調査期日　平成25年７月11日午前11時10分
平成25年５月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第１２１５号**
広島市中区国泰寺町２丁目１番５―503号　ロッコーマンション
破産者　梶光　　都
1　破産債権の届出期間　平成25年６月26日まで
2　一般調査期日　平成25年８月５日午前10時15分
平成25年５月27日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第７０１６号**
大阪市此花区西九条３丁目４番66―805号、開始決定時大阪市此花区西九条２丁目１番32―103号
破産者　西野ひとみ
1　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
2　一般調査期日　平成25年８月29日午後３時
平成25年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３号**
和歌山県田辺市東山２丁目16番10号
破産者　西尾　　崇
1　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
2　一般調査期日　平成25年７月22日午前10時40分
平成25年５月27日
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２３年（フ）第２６１５号**
大阪府枚方市茄子作３丁目32番28号
破産者　有限会社ライフクリエイティブ
1　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
2　一般調査期日　平成25年８月22日午後３時
平成25年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３３０１号**
大阪府高石市東羽衣５―６―２―102、事業所所在地大阪府八尾市植松町８―１―28
破産者　まるわ精肉店こと吉岡商店こと　吉岡　貢
1　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
2　一般調査期日　平成25年８月29日午後３時
平成25年５月27日
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産債権の特別調査期日

**平成２４年（フ）第４３０号**
岐阜県各務原市那加浜見町１丁目190番地　サープラスⅠ浜見210号室
破産者　久保　　信
特別調査期日　平成25年６月14日午前10時20分
平成25年５月27日　　岐阜地方裁判所

## 破産管財人変更

**平成２５年（フ）第３７号**
福岡県うきは市吉井町宮田577番地１
破産者　中野眞里子
破産管財人　舞弓　　紫が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　牛島　加代
平成25年５月22日
福岡地方裁判所久留米支部

## 債権者集会招集

**平成２４年（フ）第２９０８号**
奈良県生駒市北新町16―22　坂本方、開始決定時奈良県奈良市学園中３丁目1542番地の283
破産者　富田　好英
1　期日　平成25年６月21日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２３年（フ）第２６６７号**
福岡県古賀市舞の里５丁目８番37号
破産者　小野原誠二
異議申述期間　平成25年７月22日まで
平成25年５月22日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１４６１号**
福岡県糸島市潤４丁目14番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島市二丈吉井3509番地６
破産者　田中れい子
異議申述期間　平成25年７月24日まで
平成25年５月24日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２４号**
福岡県みやま市瀬高町下庄2281―２
破産者　長野　晶子
異議申述期間　平成25年７月26日まで
平成25年５月27日
福岡地方裁判所大牟田支部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第２０３５号**
大阪府枚方市岡南町３番36号
破産者　藤田　二郎
免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
平成25年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責許可決定中更正

**平成２４年（フ）第１２１２号**
熊本市東区新南部１丁目１番16号　シティライフ平井301号室
破産者　牧野　翔一
1　主文　当裁判所が平成25年５月１日になした免責許可決定中、破産者の住所につき、「千葉県船橋市二子町488番地１　ニューハイツ石井201号」とあるを「熊本市東区新南部１丁目１番16号　シティライフ平井301号室」と更正する。
2　決定年月日　平成25年５月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係